

令和5年4月吉日

お客様 各位

陶都信用農業協同組合

肥料価格高騰対策事業について

日ごろは「JAとうと」経済事業を、ご利用いただき誠にありがとうございます。

肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の2割低減に向けて取り組む販売農家様の、肥料費の上昇分の7割を支援金として交付する「肥料価格高騰対策事業」が実施されています。

当組合も肥料価格高騰に直面する販売農家様を支援するために令和5年6月より下記経済店舗で申請の受付を開始致しますのでご案内申し上げます。

●申請に関するお問い合わせ先

経済部農業課	TEL: 0572-68-5120
経済センター	TEL: 0572-68-5128
ふれあいパーク浅野	TEL: 0572-54-7788
多治見営農センター	TEL: 0572-27-2914



肥料価格高騰対策のごあんない



～肥料価格高騰に直面する農家の皆様を支援します～

肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の皆様の**肥料費**を支援します。



支援の対象となる肥料

令和4年6月から令和5年5月に購入した肥料が対象です。

今回は、令和4年11月から令和5年5月に購入した春肥の案内です。

支援の内容

化学肥料低減の取組を行った上で前年度から増加した肥料費について、その**7割**を支援金として交付します。

支援金 =

$$\left(\text{当年の肥料費} - \frac{\text{当年の肥料費}}{\left[\begin{array}{c} \text{価格上昇率} \\ 1.4 \end{array} \right]} \div \frac{\text{使用量低減率}}{\left[\begin{array}{c} \text{使用量低減率} \\ 0.9 \end{array} \right]} \right) \times 0.7$$

申請に必要なもの

次の2つがあれば、春肥の申請ができます。

- 1 春肥(令和4年11月～令和5年5月に注文)の購入価格がわかるもの(注文票など)
(注文票のほか、**領収書**または**請求書**が必要です。)
- 2 **化学肥料低減**に向けた取組に**2つ以上**取り組むこと
(次のページの**チェックシート**で申告していただきます。)

次のページを参照



農業者の皆様に記入いただくもの



「令和4年度又は令和5年度の取組」欄のうち、
取り組めるものに○を記入してください。

- 2つ以上に○が付けばOKです。
- これまで既に取り組んでいるものもカウント
できます(その場合、1つ以上は、新しい取組
または従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)
を含むようにしてください。)



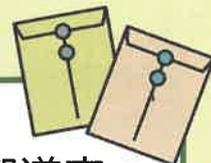
【取組メニューの選択】

1. 実施する(してきた)取組メニューに「○」
2. 「令和4年度又は令和5年度の取組」には、
必要です。そのうち1つ以上は、新しい取組、従来の取組の強化・拡大(「◎」
で記入)を含むようにしてください。
3. 作物面積の合計の半分以上を占める作物があれば、その作物で取組を実施くださ
い。ない場合は、合計で作物面積の半分以上を超えるよう、2品目以上で取組を
実施ください。

取組メニュー	前年度(令和3年度)までの 取組	令和4年度又は 令和5年度の取組
ア 土壌診断による施肥設計	○	○
イ 生育診断による施肥設計		
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入		
エ 堆肥の利用	○	◎
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)		
カ 食品残渣など国内資源の利用(エト以外)		
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用		○
ク 緑肥作物の利用		
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用		
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用		
サ 可変施肥機の利用 (ドローンの活用等も含む)		
シ 局所施肥の利用 (側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等)		
ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用		
セ 化学肥料の使用量及びコスト削減の観点 からの施肥量・肥料銘柄の見直し (アースに係るものを除く)		
ソ 地域特認技術の利用 ()		

※1 取組を実施したことが確認できる書類等の証拠書類(購入記録、低減計画の取組にかかる作業日報、写真等)について、支援金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管すること。

申請方法

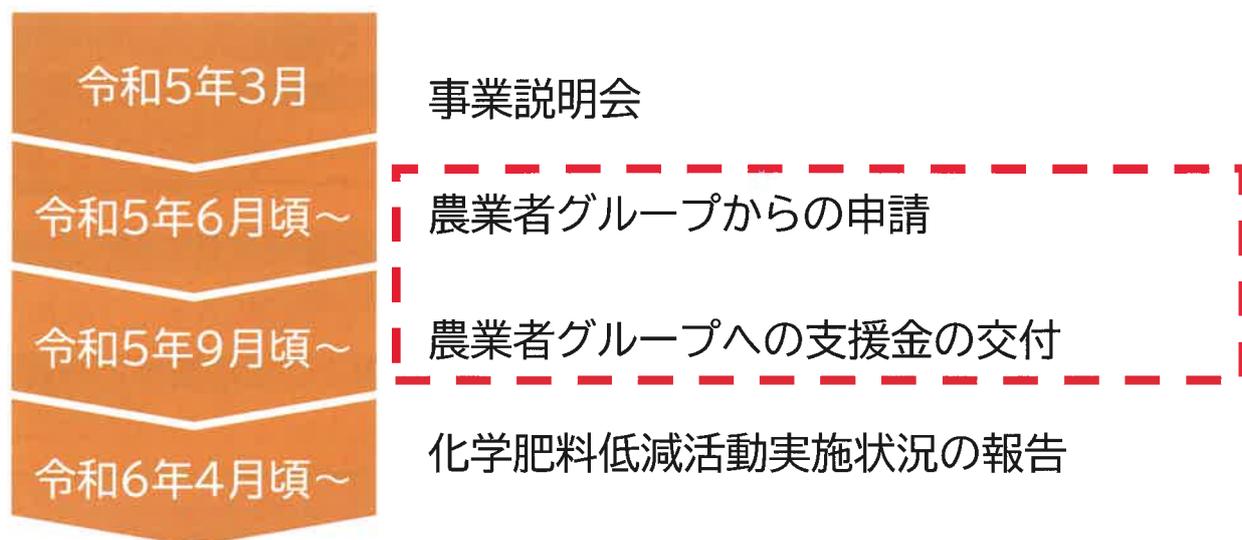


農業者グループで申請してください。申請先や申請期限は、都道府県・市町村、またはお近くの農協、肥料販売店にお問い合わせください。

〔5戸以上のグループで申請してください。農協や肥料販売店などでまとめてグループ申請していただくことを想定しています。〕

スケジュール

春肥分の今後のスケジュールは、概ね以下のとおりです。



Q&A

問



答



①

どのような肥料が対象ですか。

- ・「肥料の品質の確保等に関する法律」(肥料法)に基づく肥料が対象となります。肥料袋等に表示されている保証票等を確認してください。
- ・「地力増進法に基づく表示」のみ記載された土壌改良資材は対象外となります。



問 い

答 え

<p>② 化学肥料の使用量を実際に2割減らすことが支援の要件ですか。</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 化学肥料の2割低減に向けて、取組メニューのうち2つ以上行っていたいただければ支援対象となります。・ 選択された取組について、適切にフォローしていきます。
<p>③ 既に化学肥料の低減に取り組んでいるため、更に低減することは難しい。</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 既に取り組んでいるものもカウントします。・ その際は、既に行っている取組の強化や拡大で良いので、新たな取り組みを1つ以上行ってください。
<p>④ 低減に向けた取組はいつまでに行えばよいですか。</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 本年中に取り組んでいただきますようお願いします。・ 取組を実施したことが分かる書類(土壌診断結果、購入肥料の伝票、活動写真、業務日誌等)の5年間保存をお願いします。
<p>⑤ 予約注文せずに肥料を購入した場合、注文書がないがどうすればよいですか。</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 予約せずに購入した場合、対象期間内に購入した肥料代金を支援金の算定に使用します。・ 購入時期が分かる請求書または領収書などを提出してください。
<p>⑥ 領収書の提出が間に合わない場合はどうすればよいですか。</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 領収書が間に合わない場合は、請求書を提出いただければ、支援金をお支払いすることができます。・ 肥料を購入した農協や販売店にご相談ください。



農林水産省ホームページにおいて、本パンフレットの解説動画を掲載しておりますので、是非ご覧ください！

肥料価格高騰対策事業



【問合せ先】 岐阜県、各市町村の地域農業再生協議会、お近くの農協、肥料販売店
詳細は、岐阜県のホームページに掲載しております
<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/249419.html>